第2号様式(1)-3

(単体発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告第203号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。なお、本工事は入札時積算数量書活用方式の試行及び余裕期間を設定して実施する工事である。

平成31年2月18日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 工事概要

(1)	工 事	名	宮古空港医療資器材搬送車庫新築工事				
(2)	工 事 場	所	宮古島市				
(3)	エ	種	建築一式工事				
(4)	工 事 内	容	建築一式工事 (別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)				
(5)	工	期	契約締結日の翌日から210日間(うち余裕期間:30日間)				
(6)	発 注 形	態	単体発注				
(7)	資格審査方	法	事後審査型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。				
(8)	その他適用のあ法 令 、制 度		リサイクル法 ※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。				
	本案件は、右表のうち、 〇印を付した制度等の 適用がある。		○ 最低制限価格 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格 制度 に満たない者は落札者となることができない。				
			議会議決 ※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要がある ため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。				
			※本手続は、次年度当初(補正)予算成立を前提とした年度開始(予算成立)前からの準備手 準備手続 (予算成立前) ・				
			準備手続 ※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力 (交付決定前) を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。				
			※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を 準備手続 (繰越承認前)				
			債務負担行為工事 ※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受け、かつ、ゼロ県債活用工事である。				
			週休2日試行工事 ※本工事は、週休2日の取組を推進するための試行工事である。 詳細は、特記仕様書参照のこと。				
(9)	適用する労務単	価	※本工事の予定価格は左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。 なお、新労務単価が適用された場合、本工事の受注者は建設工事請負契約書に基づき、新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる場合がある。				
(10)	本工事に係る設計業 等 の 受 託	務者	有限会社 ヤマサト設計				
(11)	そ の	/L-1-1	発注者指定型 ※本工事は、ICT活用工事(土工)の対象工事である。				
(11)	~ <i>()</i>	他一	施工者希望型 ※本工事は、施工者の希望により、ICT活用工事(土工)を実施するものとする。				

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

<i>'</i>	てに掲	引げる	条件	をす	べて	「満たしている有資格業者」	であること。	
(1)	業				種	建築工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖	
(2)	等				級	特A等級又はA等級又はB等級	縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程(昭和52年沖縄県告示第445号)第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。 また、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に定める(4)の許可を受けた者であ	
(3)		設 工 加 資 録	格			平成29・30年度	ること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがな されている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申 立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を	
(4)	許	可	[玄	分	建設業	受けていること。	
(5)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。							
(6)	建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。							
(7)	入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。							
(8)	第7 第 イ	お項資次子の親的の項 [1] (1) と組合の (1) という (1) とは (1) という (1) と	は規関い会2会関い第方同を方方他に は関い社に社解する会別のののののののののののののののののののののののののののののののののののの)関にが等規等が「会社に会会)に、係角・か会す同・かに等しれ等等社社れ企	が虫 に社合司 に規等いる等の業あす 該法業で 該定ぞ。いそ行適体	る場合に、辞退する者を決めるものではない。 当する二者の場合 :(平成17年法律第86号)第2 規会社等をいう。以下同じ。 (する子会社等同士の関係にておる子会社等をいう。以下同じない。)の大下の場合。ただし、はな会社等をいる。以下同じなりの業務を執行する社員、別の業務を執行する社員、別の業務を執行する社員、別の業務を執行する社員、別の業務を執行する社員、別の業務を執行する社員、別の業務を執行する社員、別の業務を執行する社員、別の業務を執行する社員、別の業務を執行する社員、別の業務を執行する社等の管財が、他方の会社等の管財が、他方の会社等の管財が、他方の会社等のの管財が、他方の会社等のの管財が、他方の会社等のの管財が、他方の会社等のの管財が、他方の会社等のの管財が、他方の会社等のの管財が、他方の会社等の管財が、他方の会社等の管財が、他方の会社等の管財が、他方の会社等の管理を表する。	ある場合 (ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条。)の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役人を現に兼ねている場合 財人を現に兼ねている場合	
(9)	原則として、上記1-(10)に表示する設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のアからウに該当する者である。ア資本関係設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。(7)子会社等と親会社等の関係にある場合(4)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(7)については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。(7)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(4)一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合(グ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合(グ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 の方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 の方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 の方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 の方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 の方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 のもの入れの適正さが阻害されると認められる場合。							
(10)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除 要請があり、当該状況が継続している者でないこと。							
		対	象	期	間	自 平成20年4月1日 至 平成31年3月11日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了し た施工実績を有すること。	
	施	対	象	I.	事	沖縄県、国又は県内市町村	Tが発注した 建築一式工事	
(11)	工実績	備				発注した工事に係る実績であ が65点以上あること。 なお、土木建築部とは、旧 山支庁新石垣空港建設課を含 なお、共同企業体の取扱い ア 特定建設工事共同企業 という。)の構成員とし	Nは、以下のとおりとする。 注体(以下「特定JV」という。)又は経常建設共同企業体(以下「経常JV」 ての施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対象とする。 「る場合は、経常JVでの施工実績を対象とする。経常JVでの施工実績が	

	配置	資 格	X	分	士 士 理	級建築士、25 、1級建築施 、又は2級建 技士 (建築) の資格を有す	工 管理技 築施工管 わいずれ	。 なお E任技	(当該工事は、 3、本工事は余 技術者の配置の 3現在他の工事	配置予定技術 ※裕期間を設定)必要はなく、	術者又は主任技術者を当該工事に配置できるこ者の専任配置を求めない。) しており、工事着手までの間は監理技術者又は 実工期の始期に配置できればよい。配置予定技 る場合も、実工期の始期に当該工事に配置でき	
(12)	予定技術者	備		考		ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 イ 配置予定技術者にあっては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。						
	_	の他			0	地域要件	(ア) 沖縄県 (イ) 主たる		所	左記の(ア)に す事業所が存	に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示 在すること。	
(13)	11 -	した条件を満たすこと を要する。 				経営事項審 査評定値	(7) (1)				在で左記の(7)に示す工種の経営事項審査にお 合評定値が、(4)に示す点数以上にあること。	
								赤土等流出防止対策	対象期間:	間一	自至	
					/	施工実績	備	考	施工実績の耳	対扱いは、2-0	(11)備考に準ずる。	
(14)	取	抜り	大案	件	以下 ・な	の工事を落札し	た者は、本	工事	の落札者とな	ることはできれ	izv.	

3 入札手続等

(1) 手続方法	子 対象工事で入 ことができ	は、入札手続(入札書提出から落札者決定まで)を電子入札システムで行う電子入札である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行するきる。 人札に関する事項については、「8 電子入札に関する事項」を参照すること。
	、「沖縄リット」・ ()	への移行を希望する場合は、速やかに6-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で 県電子入札運用基準(※)」に基づく所要の手続を、電子入札システムの入札締切日 経ること。 県土木建築部契約関係例規集>1-17】 w. pref. okinawa. jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu. html Lシステム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」(様式第4号) こより電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」(様式第3号) 県電子入札ポータルサイト>4. 様式・マニュアル】 www. pref. okinawa. lg. jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/download/index. html
(2) 設計図書の配布	期間	自 平成31年2月18日 ~ 至 平成31年3月12日
	配布方法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード
	11 万 安	https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000
	問い合せ先	沖縄県土木建築部技術・建設業課 電話番号 098-866-2374
(3) 入札期日等	電子入札シスラ	入 札 開 始 平成31年3月12日 (火) 8:30
	ムによる場合	入 札 締 切 平成31年3月12日 (火) 15:00
	持参による場合	持 参 日 時 平成31年3月13日 (水) 10:50
	(紙入札)	持 参 場 所 沖縄県土木建築部第2入札室(県庁11階)
	入札の方法	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 (2) 電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のICカードで必ず行うこと。

		紙入札時の 注意事項	(1) 工事費内訳書は、上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、技術・建設業課へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には工事名及び工事場所を記入すること。 (4) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。		
		工事費内訳書の 提出	 (1) 第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(様式自由)を提出すること。 (2) 工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、工事費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。 (3) 提出された工事費内訳書について、契約担当者(これらの者の補助者を含む。)が説明を求めることがある。 (4) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。 		
(4)	入札の辞退等	紙入札手続後、 を提出すること。	都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届(任意様式)		
		なくなった場合に が落札決定まで3	Eまでの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事に配置できな、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続いた場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(※)」 とを行うことがある。		
			世築部契約関係例規集>1-4】 ef.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html		
(5)	開札日時	平成31年3月13日	(水) 11:00 電子入札システムにより開札		
(6)	落札候補者の選定 及び事後審査の実施	開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)に対し、一般競争入札参加資確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、入札参加資格の確認を行う(以下「事後審査」という。)。 なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。			
(7)	審査にかかる 申請書等の提出	開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。 なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。			
		通知日	² 成31年3月13日 (水) 17:00 まで(予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。		
		#C III /// 174	Z成31年3月15日 (金) 17:00 まで		
		提出先	中縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 中縄県庁舎10階 中縄県土木建築部空港課 企画整備班		
		提出方法原	則、持参		
(8)	入札参加資格の確認	までに電子入札シ	の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日 ノステムで通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面で通知する。 19日(火) (予定)		
(9)	落札者の決定方法				
			長、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を また、その結果は、全入札参加者に通知する。		
	·				

(10) 本入札に係る資料の 取扱い

- 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出(以下「修正等」という。)は、提出期限内に 限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加 資格なしとなり、落札者となることはできない。
- 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。
- オ 提出された申請書等は、返却しない。

入札保証金及び契約保証金 (1) 入札保証金 免除(沖縄県財務規則第100条第2項第4号) \bigcirc 納付の ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税 要否 を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。 以下により納付の必要あり。 (沖縄県財務規則第100条) 入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上(契約保証の予約にあっては100分の10以上)とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたも のとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。 有価証券等 金融機関の入札保証 イ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書 ※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額 に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第264号)第2条第4項に規定する保証 事業会社をいう。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア〜エのハずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。 提 出 期 限 平成31年3月12日 (火) 13時まで 沖縄県庁舎11階 提 出 先 沖縄県土木**建**築部技術・建設業課 建設業指導契約班 098-866-2374 入札保証金 「入札保証金納付書発行依頼書」を提出。※事前に電話連絡すること。 (現金の場合) (県が発行する「歳入歳出外現金払込書」により金融機関で納付後、上記提出期 限までに当該受領書(写)を提出すること。) 提出方法 【沖縄県土木建築部契約関係例規集>2-13】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeire 出 期 限 提 平成31年3月11日 (月) 17:00 まで 入札保証保 沖縄県庁舎11階 険証券・入 \mathbb{H} 先 札保証書 沖縄県土木建築部技術·建設業課 建設業指導契約班 契約保証予 持参又は郵送。 (配達が確認できる方法にて送付すること。) 提 出方 洪 約 評 書 マ 他 保険期間又は保証期間は、電子入札日から2か月とする。 D 有価証券等 受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。 (2) 契約保証金 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるとこ ろにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者 等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。) の保証をもって契約保証金の 納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結

その他の事項

(1) 配置予定技術者の 確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場 合、契約を結ばないことがある。

なお、病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し 替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、<mark>2(12</mark>)に掲 げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

を行った場合は、契約保証金を免除する。

(2) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(※)に基づく指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html				
(3) 支払条件	前 金 払 契約金額の40%以内				
		中間前金払 「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく				
		部 分 払 「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数				
(4) 火災保険等の要否	要・否				
4	5) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に 指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書 の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。				
(6) 請負代金の変更等	本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。				
(7) 入札参加者等の 遵守事項	入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得(※)」、「建設工事請負契約約款(※)」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-13、1-16】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html				
(8) 地域外からの労働者 確保に要する共通費 の設計変更について	本工事は、地域外からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する工事である。 なお、以下の地域外から労働者を確保するために要する費用を変更対象とする。 (変更対象項目) 共通仮設費:準備費(借上費)、宿舎費(宿泊費、労働者送迎費) 現場管理費:労務管理費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤等に要する費用)				

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続		沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎11階				
に関すること問い合う	せ先	沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班				
		電話: 098-866-2374				
(2) 上記(1)以外に		沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階				
関すること 質問 提出	書先	沖縄県土木建築部 空港課 企画整備班				
<i></i>		FAX: 098-869-6279				
		沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁舎10階				
問い合	せ先	沖縄県土木建築部 空港課 企画整備班				
		電話: 098-866-2400				
提出其	H BB	平成31年2月18日 (月) から 平成31年3月1日 (金)				
近 山 舟	力 旧」	※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで				
提出力	5 法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。				
		質問に対する回答書は以下の期間、上記の提出場所及び入札情報システム※(沖縄県電子入札				
	ポ	ータルサイト内)に掲載する。				
回答力	ラ 法	* https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000				
		期間 回答日から 平成31年3月12日 (火) まで				
	;	※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで				

7 苦情申立て

(1) 入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。			
	提出期限 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。			
	提 出 先 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班			
	提出方法 書面 (様式自由) を持参すること。郵送又は電送 (メールやFAX) は受け付けない。			
(2) 再苦情申立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。			
	ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口: 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 受付時間: 午前9時から午後5時まで イ 再苦情申立てに関する書類等の配布場所 沖縄県土木建築部技術・建設業課 建設業指導契約班 電話098-866-2374			

8 電子入札に関する事項

8	電子入札に関する事項						
	電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準(※)」によるとともに、以下の事項を参照すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-17】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html						
(1)	システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。					
(2)	障害発生時及び システム操作	システム操作・ 接続確認等	・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト				
	問い合わせ先	ICカードの不具 合発生時	取得しているICカードの認証機関				
(3)	電子入札システム上の通知等の確認	後の入札手続に保保に 落組 外	電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。				